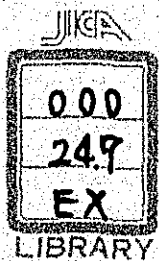


海外技術訓練センターの概況

昭和40年3月

海外技術協力事業団



国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 22	000
登録 番号	06698	24.7
		EX

目 次

第一節	経緯	1
第二節	構想	2
第三節	意義	2
第四節	設置業務	3
第五節	将来への展望	4
第六節	各センター運営概要	6
(1)	タイ電気通信技術訓練センター	6
(2)	パキスタン農業技術訓練センター	8
(3)	セイロン漁業訓練センター	10
(4)	イラン小規模工業技術訓練センター	13
(5)	アフガニスタン小規模工業技術訓練センター	14
(6)	インド水産加工技術訓練センター	16
(7)	ブラジル繊維工業技術訓練センター	18
(8)	タイウイルス研究センター	19
(9)	インド農業技術センター	21
(10)	ガーナ繊維訓練センター	24
(11)	パキスタン電気通信研究センター	26
(12)	ケニア小規模工業技術訓練センター	27
(13)	タイ道路建設技術訓練センター	29

JICA LIBRARY



1028136[8]

海外技術協力センター

第1節 経 緯

昭和33年度に通商産業省の所管として、インドの西ベンガル中小工業技術訓練センター設置予算が計上されて、はじめて海外技術協力センターの構想が具現し、その第一歩をふみ出した。

続いて翌34年度予算要求の際には、閣議において、以後の海外技術協力センターは、外務省を主務官庁として実施することに了解が成立し、同年度にタイ電気通信、パキスタン農業、セイロン漁業およびイラン小規模工業の四つの技術協力センターの設置予算が計上された。

以来、外務省の所管として毎年数カ所の技術協力センター設置予算が計上され、現在までに設置または設置の決定したセンターは、西ベンガル中小工業技術訓練センターを含めて16の多きにのぼっている。他方その業種は、農業、漁業、水産加工、小規模工業、繊維工業、電気通信からヴィールス研究、道路建設に至るまで極めて多岐にわたっており、またその設置地域もアジアのほか中近東、アフリカ、中南米にまでおよんでいる。

この海外技術協力センターの構想は、昭和32年5月に、当時の岸首相が、インド、パキスタン、セイロン、ビルマ、タイ、中華民国の東南アジア6カ国を訪問した際に、わが国の経済・技術協力強化の一方策として、これら諸国に技術訓練センターを設置することに協力する用意がある旨を述べたことに端を発している。

この岸首相の提言に対して、インドのネール首相は同国内に技術訓練センターを設置することにただちに賛意を表し、またパキスタンのイスカンダ・ミルザ大統領からは、カラチ近傍の土地を日本に無償提供し、日本農民による日本式農法を導入して、パキスタンの食糧増産に寄与せしめたい旨の希望が述べられた。

岸首相はさらに同年11月の第二次東南アジア諸国訪問の際にも、同様の技術訓練センター設置に関する発言を行ない、マラヤ、ラオス等の諸国がこの構想に対してかなり強い関心を示した。

この結果、それまではコロポ計画等にもとづいた技術研修員の受入および技術専門家の派遣という二つの柱によって進められてきた開発途上の諸国に対する技術協力方式に加えて、新たに海外技術協力センター設置による方式が採り上げられることとなったものである。

第2節 構 想

この海外技術協力センターの構想は、わが国の技術協力の一方式として、主として開発途上の諸国にもつとも不足している技術者、とくに中級以下の技術者を、これら諸国の国内で訓練養成することを目的とし、日本政府と相手国政府との間の双務協定により、わが国よりはセンターの設立に必要な教材、機械、設備、工具および予備部品等は無償供与するとともに、わが国の経費負担により技術指導要員を派遣し、また相手国側補助指導員のわが国への呼寄せ研修を行ない、一方相手国よりは、土地・建物その他の附帯施設を提供せしめるほか、相手国側職員の人件費、その他センターの維持・運営に必要な経費を負担せしめて、相手国内に技術訓練施設を設置し、運営しようとするものである。

この技術協力センターに対するわが国の協力は原則として3カ年とし、協力期間経過後は相手国に引継がしめ、相手国が自ら運営していくこととなっている。

第3節 意 義

かかる技術協力センターによる技術協力の方式は、上述のごとくわが国の援助によるものではあるが、相手国も自ら経費を分担して、自国内に技術者

の訓練養成の施設を設け、しかもわが国の協力期間経過後は自らこれを維持・運営していくところに、もっとも大きな意義があるといえよう。このセンター設置のためのわが国の援助額は、設定の際の機械器具費や協力期間中の要員の滞在費等をあわせれば決して少ないものではないが、相手国が順調に引継ぎうれば、以後は相手国が自力で運営して技術者を訓練養成していくところに、その他の方式による技術協力と比して大きな特色がある。

これら諸国においては、たとえ外国の援助による場合でも、中級・下級の技術者については、そのものが下級であるほど、海外に渡航して技術を修得する機会を得ることは困難であり、国内に技術協力センターのごとき技術訓練施設を設け、これらのものに広く技術修得の機会を与え、一般の技術水準の向上をはかることは、開発途上にある諸国の産業開発にとってきわめて重要なことである。

他面、開発途上にある諸国の技術者の養成は、その国の社会、経済、教育、文化水準その他の条件に十分適合してゐることが望ましく、とくにその国の自然条件に左右される度合いの強い産業にとっては、その自然条件と切り離して技術指導を行なうことは困難であり、その点技術協力センターは現地において、現地の実情に適合した技術訓練を行なうことができる利点がある。

従って、技術協力センター設置による技術協力方式は、相手国の事情を十分把握し、業種・方法等の選択を誤らねば、大きな効果が期待され、技術研修員の受入および技術専門家の派遣による技術協力方式と並んで、かつこれらの方式と有機的関連において実施してゆけばきわめて適切有効なものといふことができる。

第4節 設置業務

これらの海外技術協力センターの設置に当っては、まず相手国の要請を検

討し、この検討にもとづいて予備調査団を派遣し、調査結果によって、センター設置の可否、業種・規模等についての基本方針をきめ、センター設置に必要な予算を計上することとなっている。

こうしてセンター設置の予算がきまると、具体的な設置業務にはいるが、まずセンター設置のための実施調査団を派遣してセンターの具体的設置に必要な技術的事項等の調査および相手国との交渉を行なう。この調査にもとづいて設置計画を作成し、センター設置に関する協定について相手国政府と交渉し、締結するとともに機材の品目仕様の選定購送、要員派遣、相手国側補助指導員の呼寄研修を行なうほかセンター開設後運営に必要な業務等を行なうこととなっている。これら予算決定以降の一環の業務は、政府間で交渉、締結される協定を除いては当事業団が国の委託をうけ、関係省庁等と協議して実施している。

第5節 将来への展望

すでに述べたように、海外技術協力センターは、現地における技術者の訓練養成を目的としてたてられた方式であるが、一部にはタイヴィールス研究センター、パキスタン電気通信研究センターのごとき研究を主目的としたセンターもあり、またインド農業技術センターのごとく演示に中心をおいたセンターもある。これらのセンターはその他の技術訓練センターとは若干性格を異にしているが、相手国に対する技術協力という立場よりみれば、その国の希望する業種に対し、もっとも効果的な方法で協力することが基本条件であり、かつセンターに対するわが国の協力期間が原則として3年という短期であり、その期間が終了すれば以降のセンターの維持・運営はすべて相手国に引継がれるべきものであるという点などを考慮しても、これらすべてのセンターを同一の形式にあてはめていくことはきわめてむずかしいことである。

かゝる観点よりみれば、アフガニスタン小規模工業技術訓練センターで採

用している訓練と生産を併行して行なう方法、或いはケニア小規模工業技術訓練センターのごとき、その国の重要政策と直結し、政府の融資を条件として、その国の中小企業経営者を育成する方式などは、とくに開発の遅れた諸国への協力の今後のあり方についての一つの方向を示すものといえよう。

他方技術協力センターの設置計画は、相手国との政治的・経済的問題に対する配慮からとりあげられる場合が少なくないが、かゝる場合は、そのセンターが失敗すれば、当然ながら政治的・経済的問題に対する逆効果ともなりかねないわけで、とりわけセンター設置のための基礎条件の検討に慎重を要しよう。

いずれにしても技術協力センターの設置に当っては、当然ながら相手国の政治的・経済的条件、とくにその希望業種の国内における位置、関連産業、経済基盤その他の立地条件および将来性等を含めて、十分な調査と検討を行なってとりすゝめていくべきものであり、このため、センターの設置に先立っては、それぞれの専門家を含めた予備調査団および実施調査団を派遣し、現地の調査を行なうとともに、相手国とも十分協議し、検討のうえ、これを決めることとなっている。

しかしながらこれら技術協力センターのなかには、かゝる調査と検討の結果にもかゝらず、相手国のその後の状況の変化等より、建物の建築遅延や準備の不備、さらには相手側の負担する材料費、運営費の不足による訓練実施上の問題等、種々の障害を生ずることも少なくない。従って、これら技術協力センターを効果的ならしめるためには設置の際のみならず運営についてのアフターケアも十分に行なう必要があり、その運営期間中はセンターとの連絡を密にし、つねにその報告をうけるほか、少なくとも年に1度位は現地の実態調査を行なうなど十分にセンターの実情を把握しうるとき態勢を整えることが肝要である。さらに問題が生じたときはつねに直ちに現地へ人を派遣して対処することも要しようし、また運営以降の経費は相手国負担が原則であ

るとはいえ、相手国の負担に困難が生じたときは協定や原則にとらわれず、追加機材や材料等の協力援助をすることも十分考慮する必要がある。要するに技術協力センターは開発の途上の諸国に対してこの開発促進に役立たしめることが目標である。これらの諸国にはわれわれの公式的な方式や常識的解決では理解できない、また解決できないものが少なからずみうけられる。しかしかゝる非常識的な非合理的なものが、これら諸国の近代化、従つてとりもおさず開発促進を渋滞せしめているわけで、かゝる実態を無視しては、真の技術協力はありえないといつても過言ではない。従つてこれら相手国内に設置、運営される技術協力センターについてはとくにわが国としては今後一層即応的・機動的な態勢をとっていくことが要求されようし、かつコロンプ計画等による研修員受入、個別専門家派遣等の方式を有機的に実施していけばセンターの将来には大きな成果が期待されよう。

海外技術センターの歴史は、33年にはじめてインドの西ベンガル中小工業技術訓練センターの予算が計上されてから、すでに7年目を迎えたわけであるが、具体的には漸く2センターのみが開所後4年を経過したにすぎず、相手国側に引継がれたセンターは未だ皆無の状況である、これら既設センターは或いは拡充予算を計上し、或いは協力期間を延長するなど、その内容を整備しつつあり、かつ種々の困難と障害も日本人要員その他の関係者の努力によって克服され、各センターともそれぞれ業績と効果をあげつつあることはまことに心強く、喜ばしい次第である。

第6節 各センター運営概要

(1) タイ電気通信技術訓練センター

本センターについては、昭和34年度予算に計上され、同年8月より約1カ月にわたって、日本電信電話公社山田捨録氏を団長とする3名の調査団を派遣して、現地に実施調査等を行なった。この結果バンコック

北郊12kmのノンブリに電気通信に関する技術訓練センターを設置することに決定し、昭和35年8月協定が正式に調印された。

この協定にもとづき、わが国は総額68,312,000円におよぶ電話交換関係機器、電信関係機器、無線関係機器、搬送電話関係機器、線路関係機器、マイクロウェーブ関係機器、電力関係機器、および視聴覚教材等を無償供与するとともに、わが国の経費負担により理事長以下7名の技術専門家を派遣し、かつタイ側補助教員の呼寄せ研修を実施したが、他方タイ側には土地、建物および附属設備、ならびに補助教員等技術要員15名を含むタイ側職員の人件費、その他センターの維持運営に必要な経費等を負担せしめて、36年2月に本センターの開設をみた。

本センターは電気通信施設の設置、操作および保守の分野でタイ人研修員を訓練するもので、訓練は普通科と専修科に分かれ、普通科は新規技術者の養成を目的として、タイ国電気通信関係機関よりの委託生および一般よりの公募生に電話交換、電信無線通信、搬送電話、線路、マイクロウェーブの各部門について、1期1年のコースで基礎理論と実習訓練とを実施し、また、専修科は既成技術者の技術水準の引上げを目的として、タイ国内電気通信関係機関よりの委託生に、自動交換機標準調整、テレックス、無線通信、搬送電話、ケーブル鉛工接続、線路建設、マイクロウェーブ等の部門について1期3カ月のコースで普通科より高度な実際の専門的訓練を実施し、昭和39年度よりは専門知識をさらに高度ならしめるため1期4カ月のコースとして実施している。

昭和39年3月まで普通科では第三期の訓練を終了して、開所以来の訓練生の合計は110名におよび、また専修科は年2期、計7期の訓練を終え、その訓練修了者の数は361名にのぼっており、この間わが方は昭和37年度に拡充強化のため9,980,000円の予算を計上し追加機材の購送補充を行なった。

一方タイ政府は、38年8月24日をもって本センター当初の協定期限が終了するところから、本協定を2年間延長するとともに、本センターの普通科をテクニカル、インスティテュートに準ずるものとして取扱

い、教育期間を3年とし、あわせてラジオ、テレビ放送設備科目を増設することを強く要請してきた。よってわが方はこれを検討の結果、このタイ側の要請をいれ、協定を2年間延長するとともに、これに伴うラジオ、テレビ部門を中心とした拡充強化予算26,437,000円を38年度に計上して、機材を購送し、併せてこれに必要な専門家2名を追加派遣した。一方タイ側ではこのわが国の協力に対応して、センターの敷地内に新たに鉄筋コンクリート3階建の施設を昭和39年12月末に建築した。

タイ側の本センターに対する期待は、上述の協定延長および拡充強化にうかがえるが、これを訓練生の面よりみても普通科の公募生は定員35名に対し応募者680名の多きにのぼり、その競争率の激しさは本センターに対する一般の関心と評価の極めて大きいことを物語っており、かつ本年度をもって3カ年コースの第1期生が卒業することになっているが、これら卒業生の就職状況についてのべればタイ電話公社に35名が応募し22名が合格して1,2,3番までをしめ、その他総理府広報局4名、国鉄4名、タイTV4名等100%の就職率を出している。専修科の委託生についてもその所属は中央郵便局、海軍、空軍、陸軍、警察庁、電話公社、タイテレビ等、タイ国の主要な電気通信関係機関を網羅しており日本の電気通信技術に対する信頼度の深さを示している。なお、本センターは40年8月をもって協定期間が終了し、タイ側に引継がれることとなるので、目下タイ側助教の日本呼寄訓練等引継ぎのための態勢を整えつつあるが、現状では完全な引継は困難な模様で、コロンボ計画等により若干名専門家を継続派遣して、タイ側要員の指導をすることが必要となろう。

(2) パキスタン農業技術訓練センター

昭和33年1月パキスタン政府の要請にもとづく戸刈東大教授一行による調査の結果、農業センター設置の構想が取上げられた。さらに同年10月アフザール開発庁長官来日の際も農業センター設置の希望申出が

あつたので、34年度に予算を計上し、同年7月前センター理事長久納祐孚氏を団長とする調査団を派遣し、実施に関する調査等を行ない、東パキスタンのダツカに農業技術訓練センターを設置することに決定、35年7月に協定が正式に調印された。

この協定により、日本側より総額36,387,000円におよぶトラクターおよび農機具、修理用工作機械、農機具実験用計器類、収穫作業用機器類、巡回指導用車両、実験用器具、気象観測用器具、圃場測量器具、試験用材料、視聴覚教材等を無償供与するとともに、理事長以下6名の技術専門家をわが国の経費負担で派遣する一方、パキスタン側にはセンターに必要な土地、建物、圃場および附帯設備ならびにパキスタン側職員の人件費、その他センター運営維持に必要な諸経費を負担せしめて、本センターを設置し、35年9月その開所式が行なわれた。

本センターは、各地区の農業普及官に実地訓練による再教育を施し、これら普及官を通じて現地農民に日本式農業技術（主として水稻栽培技術）を普及すると同時に、パキスタンにおいて実施可能な農業の改良を目的とする研究および実験を行なうものであり、その訓練内容は水稻栽培を中心に、土壌肥料、作物栽培、農機具、病虫害の各部門からなり、1年を2期とし、1期約40名に訓練を実施しており、現在第8期の訓練を終え、第9期の訓練にはいつている。

本センターは当初パキスタン側の負担である建物、その他設備の準備が整わなかつたため、その活動は必ずしも十分ではなかつたが、その後はパキスタン側の態勢も逐次整い、かつ現地農業事情の把握とともに次第にその活動範囲を拡げ、センター圃場における訓練のほか、周辺の農家への郊外実習、さらには栽培適地の調査等も行なっている。他方訓練終了者の数もすでに292名にのぼり、これらの人々はそれぞれ所属の地区に戻つて、習得した技術の指導普及につとめている。

また水田墾作としての園芸部門の拡充について、わが国はパキスタン政府の要請をいれて、37年度に本センターに園芸専門家1名を派遣するとともに、所要機材4,360,000円を購送、追加供与した。

なお、本センターの当初の協定は38年7月をもつて終了したが、パキスタン政府は本センターによる自国の農業技術の改良、普及に大きな期待をよせ、センターの3カ年計画を自ら5カ年計画に改訂し、日本側にも援助の継続と強化を要請してきたので、わが国としても本センターが効果をあげてきている段階でもあつたので、このパキスタンの要請を入れ、協定をさらに2年延長した。これに伴い新理事長森秀男氏他5名の交替要員が38年12月に赴任し、園芸要員を除く第一次派遣要員と交替した。

現在本センターでは従来実施してきた地区農業普及官の訓練のほか、協定期間終了後本センターの業務運営をパキスタン側に引継ぐための諸準備をすすめており、特に東パルチスタンの耕種基準の策定並びにコマラ方式により開設される予定の3地区に対する協力援助等の諸業務を実施する一方、従来日本側要員が行なってきた訓練についても、講義はすでに大部分をパキスタン側要員に任せており、また農機具関係要員一名を日本へ呼寄せ研修を実施した。

(3) セイロン漁業訓練センター

セイロンは四面を海に囲まれた島国でありながら、漁業の発達が前時代的であるため、同国の消費水産物の過半を輸入に依存している実情より、同国政府は漁業振興に極めて積極的である。これに対しわが国は昭和33年2月に同国政府の要請により調査団を派遣し水産振興10カ年計画について勧告書を提出した経緯もあり、この分野を中心とする技術訓練センターの設置を提案したところ、セイロン側もこれに強い賛意を示したので、35年2月、現理事長阿部達夫氏を団長とする2名の調査

団を派遣し、コロンボ北方約30 Kmのネゴンボに漁業訓練センターを設置することに決定し、36年3月協定が正式に調印された。

本センターに対して、セイロン側には土地、建物および附帯設備、底曳船型実習船一隻（船体のみ）ならびにセイロン側職員の人件費その他センターの運営維持に必要な諸経費を負担せしめる一方、わが国よりは、総額2,931,900円におよぶ漁業実習用機材、実習船1隻、底曳船型実習船装備一式、機関実習用機材、指導連絡用車両、教材等の無償供与を行なうとともにわが国の経費負担により理事長以下8名の技術専門家を派遣することとし、36年3月には、これら機材の購送を終え、同年7月専門家が現地へ赴任した。然るにその間にセイロン国の財政状況が悪化する一方、政情の不安定も伴ってセンターの建物の建築が著しく遅延し、このため日本側要員は、赴任以来センター準備のための漁業調査を行なうとともに、仮建屋において水産普及員およびセンター助手に対し、漁撈ならびに機関部門について教育訓練を実施していたが、日本側の再三にわたる督促の結果、漸く建物が完成し、昭和37年10月より非公式ながら開所され、研修員の訓練を開始した。

しかし、建物完成の直前にいたり、センターへ供給すべき電源について不備が発見されたため、わが国より供与した機関関係の機械器具は運転不可能となつたが、セイロン側で必要な変圧器を日本より購入し38年10月仮配線を完了した。

本センターの訓練は漁撈科および機関科の2部門にわかれ、漁撈科は新漁具、漁法および機械化船の取扱い、操縦法の訓練教育を6カ月1期のコースで実施し、機関科では漁船用機関の取扱いおよび軽易な故障の修理技術の訓練教育を1年1期のコースで行なっている。研修員はセイロンの漁民および漁民の指導層を対象として昭和37年8月までに公募が行なわれたが、定員30名に対し、500名の応募者があ

り、とくに機関科は10名の定員に対し392名が応募して約40倍の競争率となり、本センターに対する関心と期待の大きさを示している。

なお、本センターには日本側供与練習船1隻のほか、日本側提供設計図に基づき、現地でも練習船を建造中で、その装備その他について資材補充の必要があり、所要経費2,500,000円を38年度予算に計上し、39年3月その機材の購送を終了した。

他方本センターの当初の協定は39年3月で期間満了となったが、開所がかなり遅れた状況より、本センターを円滑にセイロン側に引継ぐうえにもその延長は必要不可欠であり、一方セイロン政府も一年半の協定期間の延長を要請してきたので、わが国もこれを入れ、40年9月まで協定を延長した。

なお、セイロン政府は、将来、漁業の重点を沿岸漁業から沖合漁業に移したい方針のようであるが、すでに本年9月をもって、本センターをセイロン側に引継がせることとなっている際でもあり、かつ、海洋民族でないセイロン漁民に沖合漁業が受け入れられるかという問題もあり、かつ沖合漁業のための漁船建造能力等より、急速な漁業政策の転換は考えられぬことであり、他方、現在沿岸漁業に従事する多数の漁民に対する技術の普及は、今後ともセイロンにとっては欠かしえぬことであるので、わが国としては、協定に従ってこのまゝ沿岸漁業を主体とする訓練を継続していくこととなった。

本センターは40年9月をもってセイロン側に引継がれることとなるが、このためわが方では引継要員としてセイロン側助教の養成に力を注いでおり、漁撈科・機関科各4名の助教のうち、すでに漁撈科の4名及び機関科の2名の呼寄せ研修を終わったほか、機関科の残り2名についても近く呼寄せ研修を行なうこととなっている。

しかしながらこのセイロン側助教の訓練養成のみではセンターの完全な引継ぎと、その後の円滑な運営訓練は期し難いので、必要によってはセイロン側への引継ぎ後もコロンボプラン等により2～3名の専門家を派遣し、セイロン側のセンター運営を指導していくこととなる。

(4) イラン小規模工業技術訓練センター

わが国はイランに対し33年12月に経済および技術協力協定を締結した経緯もあり、同国に小規模工業センターを設置する方針を決めイラン政府と交渉したところ、35年5月イラン側より熟練工の養成を目的とした機械およびプラスチック部門のセンターを要望してきた。よって同年6月調査団を派遣し、協議の結果、テヘラン近郊のカラジにセンターを設置することに決定、35年9月に協定が正式に調印された。

この協定に基づき、日本側は総額57,849,000円におよぶ機械工場関係、鋳物関係、鍛造関係、木型関係、プレス、溶接関係、プラスチック関係等の機械を無償供与するとともに、理事長以下8名の技術専門家を派遣してその滞在費を負担し、かつイラン側助教7名の呼寄せ研修を行なう一方、イラン側は土地・建物・附属施設およびイラン側理事長、助教を含むイラン側職員の人件費ならびにセンターの運営維持に必要な諸経費等を負担して、センターを設置することとなつた。しかし、その後イラン側の建物新築予算計上が困難となったため、既設の国連援助によるセンター建物を使用することとなり、この計画変更およびこれに伴う諸検討に期間を要し、開所が遅れたが、37年10月開所式を挙行了た。

本センターは機械およびプラスチック部門における職工、技術者の実地的、理論的訓練を実施するとともに、イランに対する実施可能な工業技術の改良のための研究、実験を行なうもので、訓練生の訓練期間は1年を1期とし、小学校卒業または、これと同年以上の学力を有するもの

を対象としている。

その訓練内容は、機械部門は機械仕上、組立、板金、溶接、鍛造、鍛造および木型にわかれプラスチック部門は成形、配管にわかれている。プラスチック部門は機械部門と切り離し、別棟工場に移る予定で、この別棟の建築まで訓練を1時休止していたが、機械部門はすでに第1期の訓練を終了した。この訓練生は一般より公募して、120名の応募者より選考により92名を採用した。これら訓練生学歴は小学校卒業者から高校卒業者までの広きにわたっている。このうち、第1期卒業試験に68名が合格し、すでに技術者としてイラン工業界に活躍している。また第2期の訓練はプラスチック部門を含めて約70名の訓練生について行ない、39年9月の卒業式に57名の卒業生を送り出し、現在第3期生56名の訓練を行なっている。

本センターの当初の協定期間は38年9月をもつて終了したが、上述の如く本センターはその開所が遅れ、当時はまだ第1期生の訓練も終了せぬ実情より、このままでイラン側に引継ぐことは初期の目的を達成することができないとの理由から協定をさらに2年間延長することとし、イラン政府との交換公文で、昭和40年9月11日まで延長されることとなった。

なお、第1期訓練の結果、当初わが国より供与した機械器具に加えて、さらに指導上必要なものが生じたので、昭和38年度に追加機材約685,000円を購送した。

従来本センターのイラン側所管は経済省であつたが、39年11月14日付政令を以つて労働省へ移管が決定した。但しイラン側スタッフ全員が労働省の職員として引継ぐことになつており、更に新スタッフの参加等により今後一層の組織の充実、運営の円滑化が期待されている。目下イラン側指導員の日本呼寄せ研修準備等本センター引継ぎ体制準備中。

(5) アフガニスタン小規模工業技術訓練センター

昭和35年3月にアフガニスタン政府の要請により大阪府立工業奨励館顧問三戸文男氏を団長とする調査団が派遣され、中小企業の振興策を

調査した結果、自転車組立工業、硝子工業、プラスチック工業等、9業種の開発を勧告して帰国した。その後アフガニスタン側は、工業振興の必要性から工業技術の実地訓練を主とする工業技術センターの設置を要望してきたので、同年9月再び三戸氏を団長とする調査団を派遣し、現地調査等を行なった結果、アフガニスタン政府が新工業地帯として予定しているカブール市外12Kmのポリテヤヒに小規模工業技術訓練センターを設置することに決定、36年3月協定が正式に調印された。

この協定によりわが国は総額67,385,000円におよび自転車組立関係機材、硝子製造関係機材、プラスチック製造関係機材、電気設備、器材運搬用車両および視聴覚教育機材等を無償供与するとともに、わが国の経費負担で理事長以下8名の専門家を派遣し、これに対しアフガニスタン側は土地・建物および附属設備ならびにセンターの維持運営に必要な諸経費を負担することとなった。

然るところ36年9月に国境人種問題に端を発したアフガニスタンとパキスタン両国間の紛争は国交断絶にまで発展し、このためわが方の供与機材の輸送が一時不能となった。その後イラン経由の輸送について話し合いが成立し、このため輸送は若干遅れたが、38年3月の電気関係設備の据付終了をもって、全機材の設置を完了、他方要員も37年8月までには全員赴任して日本側としての準備はすべて整った。他方アフガニスタン側の建物建築は38年にはいってほぼ完成したが、付帯工事については材料の輸入等に手間どったため完成が遅れ、開所式は38年8月15日挙行政され、本格的訓練が開始された。

本センターは自転車組立、ガラス製造、およびプラスチックの3部門にわかれ、各部門について将来アフガニスタン工業の基盤となる技術者の養成を行なうために基礎学科の教育および実際の訓練を施し、併せてアフガンにおける工業技術の改良を目的とする研究および実験を行なうもので、人員は自転車20名、ガラス10名、プラスチック10名の計

画で、38年2月公募により補欠を含め50名の研修生を採用し、現在訓練実施中である。なおアフガニスタン政府は、同国では関連産業皆無のところから本センターにおいて研修生の訓練とあわせて、これら部門で生産活動を行ないたい意向を強く有しており、これに対しわが方は種々検討の結果、センターの主目的である訓練を阻害しない範囲においてこれを承認した。

また協定は39年3月で3年を経過したが、さらに1年半延長し、40年9月まで協力を続けることとなっている。

現在3部門のうち、自転車部門では、訓練生の水準、訓練効果ともにもっとも高く、これまで多数の自転車を組立て、同国で初めての国産車として国内に大きな反響を呼んでいる。またガラス部門では、現地人の需要に適合するような灰皿、コップ、皿、砂糖ツボ等の全型をセンターで製作し、これによって製造作業を行なっている。訓練生の技術修得についてもかなりの向上が認められ、訓練生のみで一連の製造作業を行なうことができる程度になり、原料が同国内で産出される事情もあつて、アフガニスタン側も本部門に対しかなり高い評価をするようになった。プラスチック部門では原料の供給難等により技術修得は遅れがちである。アフガニスタンは財政事情が悪く、各部門とも原材料、燃料の供給が円滑に行なわれず、訓練に支障を生じがちであるが、40年度の拡充予算により効果的な援助を与え、本年9月に相手国側へ引渡すことを予定している。なお関連産業皆無の当国の経済事情から、当センターが将来生産工場として自立し、近代産業発達の基礎となるたを期待している。

(6) インド水産加工技術訓練センター

昭和35年3月、インドより農次官補・マイソール州漁業局長等よりなる漁業調査団が来日し、インド国内における漁業活動の発展、普及および食生活の改善等の見地から、水産物加工についての技術援助の要

請があった。わが国はこの要請を検討した結果、冷凍、フィッシュソーセージおよび罐詰製造を含む水産加工に関する技術者の訓練、養成について協力を行なうことになり、36年1月より約1カ月余にわたり、水産庁技官栃内萬一氏を団長とする3名の調査団を派遣して、現地調査ならびにインド側と協議をした結果、マイソール州マンガロール市に、水産加工に関する技術訓練センターを設置することに決まり、37年3月協定が正式に調印された。

この協定に基づいて、わが国は総額49,985,000円におよぶ罐詰関係機械、冷凍関係機械器具、フィッシュソーセージ関係機械実験室機器、運搬用車両、製造実習用資材、視聴覚教育器材等の機材を無償供与し、技術指導要員として理事長以下7名の技術専門家の派遣およびインド側助手等5名の呼寄せ研修を行なうこととなり、37年3月これら機材の船積みを終えるとともに、同年12月全要員が赴任した。他方インド側はわが国の援助に対応して、土地、建物および附属施設の提供ならびにインド側職員の人件費、センターの維持運営に必要な諸経費を負担することとし、工場建物等は38年6月までに竣工し、それに合わせてわが国より供与した機材の据付けも日本側工事技術者および要員の指導により工事を完了し、訓練生の募集、その他開設諸準備を行ない、同年7月1日第1期生の訓練を開始した。開所式典は同年12月30日挙行了。

本センターはインド国内における水産加工の幹部技術者養成を目的とするもので、このため訓練については多数科目の皮相的な訓練を避けて、少数科目の製造加工方法の習熟を主眼とし、水産製造加工理論を教えるとともに、罐詰、冷凍、フィッシュソーセージの各部門について、機材設備の構造、取扱い、組立て、分解および製造加工実習の訓練を行なうこととなっている。訓練期間は1期1年で、訓練生は原則として大学卒業者を対象とし、第1期訓練生については公募により、インド全国より

募集した結果102名の応募者があり、このうち選考して30名を採用した。その後1名退所し、第1期生は29名となったが、その訓練効果はとみにあがり、センターの運営は順調に進んで、39年6月立派な成果をあげて、第1期訓練生の卒業式を行なった。これら第1期訓練生の就職は殆んど決定し、その就職先は政府の水産局や水産研究所等から民間水産企業まで広く及びその活躍が期待されている。第2期訓練生は39年6月に第1期訓練生とほぼ同様の方法で募集を行ない、7月より訓練を開始し、現在24名が訓練を行なっている。

本センターの当初の協定は40年3月をもって終了するが、本センターの効果はインド側は高く評価し、本センター協定をさらに3カ年延長して、日本側の協力を得たい希望であり、また協定調印後、実際の訓練開始まで1カ年以上を経過した事情もあり、わが国としてもインド側の希望を入れ協定をさらに2年3カ月延長することに決定し、カウンターパートの訓練面に力を入れる方針である。インド側は本センターによってインドに於ける食生活の改善、ひいてはその体位向上にも寄与せしめる希望をもっており、このため本センターでは、技術者の訓練養成のほか、とくにフィッシュソーセージ等について、インド人の嗜好にあった製品の研究および普及についても、併せて研究指導を行なうこととなっている。

(7) ブラジル繊維工業技術訓練センター

ブラジルではかねてわが国よりの技術協力について要請があったので、同国に技術訓練センターを設置する方針を決め、昭和36年度予算に計上、ブラジル政府と交渉した結果、東北ブラジルのレソフエ市に繊維センターを設置することとなり、36年6月日本紡績協会を中心とする4名の調査団を派遣し、現地調査およびブラジル政府との協議を行なった結果、繊維技術訓練センター設置について合意に達し、37年3月協定

が正式に調印された。

この協定により、わが国よりは総額80,000,000円におよぶ紡績および織布機械、試験機器、修理用工作機械等を無償供与し、技術指導要員として理事長以下6名の技術専門家の派遣およびブラジル側助教の呼寄せ研修を実施し、他方ブラジル側は土地、建物および附属施設ならびに、ブラジル側職員の人件費、センターの維持、運営に必要な諸経費を負担することとなった。現在日本側供与機材については37年末をもって購送を完了し、ブラジル側助教の研修も終了したが、ブラジル側の準備すべき建物は、ブラジル側の本センター担当機関の決定が遅れたことや同国の政変等のため、甚だしく遅延したが、近く竣工の予定である。

要員については、3月に2名を先発要員として派遣したが残り4名も39年8月に赴任し、機械の据付その他諸種開所準備を行なっている。

本センターは、ステネ（東北ブラジル開発庁）の所管のもとに、国内の職業訓練機関として、綿紡績の職長級の再訓練を行ない、紡織工場の保全、操業の技術ならびに品質管理技術の教育訓練を図り、工場中堅技術者を養成しようとするもので、このための訓練として、混打綿、梳綿、練繰および粗紡、精紡および撚糸、織布準備、織布、コーア試験室および品質管理の各コースを6カ月とし、1期40名で実施する予定である。現在ブラジルはわが国よりの紡績関係の企業進出も多く、この技術訓練センターにおける技術者の訓練養成が、これら企業進出と相俟つて、同国の紡績関係の技術の開発に大きく寄与するであろうことが期待されている。

(8) タイヴィールス研究センター

タイ国のヴィールス性疾患による死亡率は極めて高く、これに対する医療施設の普及、環境衛生の改善が急務とされていた。このためタイ国政府は昭和33年末コロムボ計画により同国に赴いた国立予防衛生研究

所北岡博士を通じて、日本政府に対し、タイ国におけるウイルス性疾患の撲滅のため医療技術協力を強く要請した。わが国としてはかかる医療分野における協力は同国の経済開発を側面的に援助し、広く人道的立場からも極めて意義あることを認め、同国にウイルス研究センター設置の方針を決め、36年6月北岡博士ほか2名よりなる調査団を1カ月にわたりタイ国に派遣し、バンコック市内に設置を決定、36年11月協定が正式に調印された。

この協定にもとづくわが国よりの供与機材は電子顕微鏡、血清等研究設置機器、組織培養法研究設備機器、動物実験設備機器、換気装置用機器、野外作業車および視聴覚教育機材等で総額43,034,000円におよび、技術指導要員としては理事長以下3名の派遣ならびにタイ側職員として勤務するウイルス研究者の呼寄せ研修を実施した。これに対し、タイ側は土地、建物および附属施設を提供するとともに、タイ側研究職員、技術職員等25名の人件費およびセンターの維持、運営に必要な経費を負担している。

本センターは技術者の養成を主目的とするその他のセンターと性格を若干異にし、タイにおけるウイルス性疾患に関する実態調査、臨床的検討および防疫対策の研究、ウイルス研究におけるタイ側職員の養成ならびにタイ国の各研究検査機関の指導にあたることになっており、その研究の内容としては疫学調査、ウイルス性疾患の診断、診断用ウイルス抗原の製造、ウイルス株の保存、ウイルス性ワクチンの製造ならびに検定に関する研究、ウイルス性疾患の調査、その他衛生行政に関係あるウイルス研究を行ない、訓練内容としてはウイルス研究の基礎的技術としてウイルスの保存、取扱法、動物実験法、培養法、血清反応およびウイルス性ワクチンの製造ならびに検定法等を教えている。

日本側要員は37年9月に赴任し、38年2月下旬サリット総理大臣ほか、両国関係者多数出席のもとに開所式が挙行された。

以来本センターは、日本側要員の努力により、着々とその業績をあげつつあり、各種の検査業務はその依頼件数が日を追って増えるとともに、タイ側要員の技術も向上し、すでに引継ぎの目途がたつまでに至っている。

また、実験用動物飼育もすでに質的には国際的水準に達し、その飼料についても、S E A T Oの研究所等で製造に失敗して、いまだにアメリカから送らせている現状にもかかわらず、本センターでは、いち早く製造に成功し、現在では国内の各機関にも配布している状況である。その他昭和32年以来隔年おきに大流行をおこし子供の死亡率もきわめて高いタイ出血熱に対するウイルスの分離同定や副作用の少ない、かつ輸送、保存に便利な狂犬病ワクチンの試作およびデングウイルスI型のワクチンの試作に成功し、これが実用化されれば、ひとりタイ国のみならず広く東南アジア諸国民にとって大きな福音となることが期待されるなど、本センターの成果は広く注目されるところとなっている。

なお、本センターは39年11月をもって、当初の協定期間が終了することになっていたが、わが国はタイ側の強い要望をいれこれを41年5月24日まで一年半延長した。

(9) インド農業技術センター

昭和34年、フォード財団はインド政府に協力して農業増産に関する調査を行ない、集約農業地域計画を樹てることを勧告すると共に、本計画に対しとくに小型農機具の分野において日本の協力を得るよう助言した。

これに対しインド政府は独自の農業計画をたて、同計画の一環として日本式稲作のモデル農場の設置を希望して来た。

この要請に対し、わが国は36年2月農業技術者5名よりなる調査団を派遣し、その結果、さらに同年11月、農業技術センター設置のため

の実施調査団を派遣、現地調査等を行なった結果、西ベンガル州ナディア地区、オリッサ州サンバルプール地区、ビハール州シャハバード地区およびグジャラート州スラート地区の4カ所に模範演習農場を設置することに決定、37年4月に協定が正式に調印された。

この協定調印に基づき、わが国は総額36,966,000円におよぶ農機具、車両、実演器材、計器、視測および測量器具、視聴覚機材等の機材を無償供与するとともに、1農場4名、計16名の稲作技術専門家を派遣し、他方インド側は圃場等の土地および建物を提供するほか、維持運営に必要な経費を負担することとなった。本センターは、インドの当面する食糧不足に対処して生産増加の面からもつとも必要かつ効果的な稲作技術の向上、普及に資するため、日本式稲作栽培法の技術と農機具利用による水稲の模範栽培を演示することによりインド農民の技術水準向上に役立たしめようとするものであり、他に若干の調査、実験と農民への巡回指導等も行なうこととし、技術者の訓練を中心とする他のセンターとはその性格上大きな相違を示している。わが国よりの供与機材は37年4月より数次にわたり購送を行なうとともに要員は37年5月、6月に4カ所の農場へそれぞれ赴任し、ナディア農場とスラート農場は8月に、サンバルプール農場は9月、シャハバード農場は11月に、それぞれインド側高官を含む両国関係者多数参加のもとに盛大な開所式が行なわれた。

各農場では何れも要員の努力と奮闘により、荒地にもひとしい地域を見事な水田とし、運営開始後わずか数カ月ですばらしい効果を収め、インド側政府関係者は勿論、各地区の一般農民からも高く評価され、現地の各新聞紙上に各農場の活動状況等が大々的に紹介され、日本人要員の目ざましい活躍ぶりと相俟って、日本式農法の優秀さが広く宣伝され、各農場に対する参観者もあとをたたず、その整理に苦勞するほどの盛況

で、関係者を喜ばせている。

各農場の稲作は、初年度はいきなり、気象、土壌条件等予備知識の乏しいまゝ、いきなり現地品種の栽培をはじめたため一部に、倒伏、病害虫の被害等があったものの全体としては現地平均収量の3倍以上を挙げ、38年度も一部農場で白葉枯病の被害を受けたが、他の農場では初年度にまさる好成績を収めた。また各農場では水田裏作としての麦作、蔬菜栽培にも手を広げて、これまた立派な成績をあげ、大きな反響をよんでおり、さらには近隣農村の農作業にポンプその他の農機具を使用、演示してその優秀性を認識せしめるなど、極めて意欲的な活動を行ない、日本式農業技術と農機具に対する認識と評価は急速に現地農民に滲透しつつある。本センターはすでに第4年目を迎えており、40年4月で当初の協定期限を終了するが、前述のような各農場の成果から、インド側は協定期限の終了する40年4月以降さらに2年間程度協定を延長し、農業普及員や農民等の訓練を実施したい趣で、わが国としても本センターの特殊性を考慮し、インド側の希望に協力していく方針である。

一方このような各農場の好評に伴ない、インド側はさらに各地に農場の増設を強く要望して来たので、わが国は39年度にさらに4農場を増設することとし、39年3月実施調査団を派遣した。この調査結果にもとづいて検討の結果、アンドラ・プラディッシュ州のブンツール地区、マイソール州マンディア地区、ケララ州エルナクラム地区およびマハラシュトラ州コラバ地区にそれぞれ既設農場と同様の農場を設置することとなり39年12月17日にその協定が調印された。

この協定に基づき、わが国は総額約46,905,000円におよぶ農機具、車輛、実験器具等機材を無償供与するとともに、1農場4名計16名の稲作専門家を3年間上記四州に新たに派遣し、日本式稲作栽培技術の演示並びにインド側農業技術者及び農民に対する実施訓練を行なうこ

ととなっており、既設4農場の過去約3年間の実績と併せ大きな期待が寄せられている。

わが国よりの供与機材は2月上旬より数回に分けそれぞれ船積を行なったが、要員については既設農場におけるこれ迄の経験を生かす意味から既設各農場より1名(マンディア農場のみ2名)を新設各農場に転出させることになった。要員は既設各農場で約1週間技術を中心にしたオリエンテーションを受けた後各農場へ赴任することとなり、ケララ州チエガマナード農場は3月下旬より、他の農場は4月上旬より稲作作付準備を開始する。

(10) ガーナ繊維訓練センター

昭和34年10月、通商使節団長として来日したガーナ貿易大臣は、わが国に対し、日・ガ間貿易関係のアンバランス是正を強く希望する一方、貿易、経済協力協定の草案を提示するとともに、わが国の技術協力を前提として対日ガット35条の援用を撤回する用意ある旨申し越した。その後35年在京ガーナ大使は前記の技術協力に関しガーナに技術訓練センター設置を要請し、さらにその後センター設置を含む経済、技術協力協定を提案した。わが方は将来におけるアフリカ市場の重要性を考慮して、同国に中小企業関係の技術訓練センターを設置することに決定し、36年度予算に計上した。然しガーナ側がその後も当初の約束であるガット35条の対日援用を撤回しないため、同センター設置計画の実現が危ぶまれていたが、37年3月にいたり、これを撤回したので、わが国も中断していた経済、技術協力協定の交渉を開始することとし、両国間で折衝を重ねた結果37年9月に交渉妥結し、協定の調印が行なわれた。この協定締結に伴い、引続きセンター設置計画についてガーナ側と折衝して、繊維部門(紡績工程を除く)のセンター設置の方針を決定、37年11月より約40日にわたり、三重繊維工業社長池田三郎氏

を団長とする5名の調査団を派遣し、現地調査およびガーナ側との協議を行なった結果、アクラ東方約30Kmのテマ市に繊維訓練センターを設置することに決定、38年5月にセンター設置に関する取極が正式に調印された。

本センターはガーナの経済、技術開発に寄与する一方、将来わが国輸出市場としての対日認識を深めておくことが極めて重要であるとの観点より、ガーナ政府のとくに希望する綿織物およびタオルの生産、染色加工および簡易縫製等の技術の訓練を行なうことにより、ガーナ国内における繊維技術の普及、開発を図り、併せて繊維需要の増大を図ることを目的としたものであり、その訓練方式はジュニア・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として、初級技術者を養成する普通科と、シニア・テクニカル・インスティテュート卒業者を対象として中堅技術者を養成する高等科に分け、それぞれ1年を1期として織物の物理および化学実験、綿織物およびタオルの生産、染色、縫製加工等の理論的教育および実際の技術訓練を行なうことになっている。

このため前記取極めにもとづき、わが国よりは52,944,000円におよぶ給湿およびボイラー設備、染色および晒設備、織布設備、仕上および縫製設備、試験機器、工作機械、車輛および視聴覚教育機材等を供与し、技術指導要員として理事長他7名の技術専門家の派遣およびガーナ側助教のわが国への呼寄せ研修を実施し、他方ガーナ側はセンター用土地、建物および附属設備等を提供するとともに、ガーナ側職員の人件費、センターの維持運営に必要な経費を負担することとなっている。

現在、日本側供与機材については、39年3月をもって全機材の購送を完了し、日本側要員8名のうち5名が先発要員として40年1月28日出発し当地において開所準備中であり、ガーナ側に対しセンター建屋の早期竣工を督促している。後発要員3名もガーナ側の受入状況の確認

をまっけて赴任の予定である。

また、ガーナ側助教は39年4月末来日し、現在10月末迄の予定で研修中である。

(11) パキスタン電気通信研究センター

パキスタン政府は同国の経済開発のなかでもとくに電気通信の近代化を図るべく努力を重ねてきたが、第2次5カ年計画(1960~1965)において、その計画の一環として西パキスタンのハリプールに総合的電気通信センターの設置を計画した。このうち研究部門のセンターについて日本の技術援助を期待し、35年12月来日した郵政電信総局カチーブ研究訓練部長より強い要請があったが、その後研究センター設置計画は36年5月パキスタン閣議で承認され、駐パキスタン日本大使を通じ、日本の技術協力について要請あり、さらに同年9月東京におけるI.T.U後援のマイクロウェーブ・セミナール出席のため来日した同国電信電話総局技師長フセイン氏等からも同様の要請が行なわれた。

わが国としてはパキスタン側からかかる強い要請があり、かつ電気通信の分野において効果的な技術援助を与えることは、同国の経済開発に資するところ極めて大きいものと認め、電気通信研究センター設置の方針を決定した。

この決定に従い、37年7月、日本電信電話公社菅原鼎山氏を団長とする5名の調査団を派遣し、センター設置に必要な現地調査、およびパキスタン側との協議を行なった結果、ハリプールに電気通信研究センターを設置することとなり、センター設置協定は昭和38年11月16日に締結された。

本センターは、パキスタンの今後の膨大な電気通信施設の開発計画を推進するうえに必要なかつ強力な研究を行なうため、十分な機能をもった研究センターとして、パキスタンの通信事業の現状を把握し、技術の中

心的立場にたつて同国にもっとも適した通信方式を開発するとともに、通信施設の品質を改良して通信サービスをもっとも経済的に向上させるための実用化研究を行ない、またとくに高度の技術を必要とするものについては、バキスタンが外国より技術を導入する場合の先導的役割を果たさんとするもので、バキスタン電信電話総局内の保全および施設部門と緊密な連絡を保持しつつ、無線中継方式、電信方式その他について研究を行なうこととなっている。

このセンターのためわが国よりは総額約5,900,000円におよぶ無線関係、搬送関係、交換および電話機、電信関係、電源関係、共通試験関係、試作設備および視聴覚関係等の機材を無償供与した。また要員については菅原理事長以下技術専門家3名が先発隊として39年3月に赴任し、後発隊3名が8月に赴任した。また、センター業務の進展をまつて電信試作要員1名が40年3月赴任した。これにより日本側要員は総員7名となった。他方バキスタン側はセンター用土地、建物および附属設備等を提供し、バキスタン側職員の人件費、センターの維持、運営に必要な諸経費を負担することとなっている。

現在、電話、電信、無線、搬送の各部門において、研究項目を定め、研究作業と指導を行なうとともに毎週1回定例会議を開き、研究スタッフ全員が集合して前週までの研究作業の進行状況の報告、各種項目に対する討論を行なっている。また、わが国より供与した電気通信関係のスライド、フィルム等を使い、バ側技術者の技術レベルの向上を図っている。

このほか、40年度においてバ側カウンターパート数名をわが国に受入れ、技術研修を実施することとなっている。

(12) ケニア小規模工業技術訓練センター

昭和36年3月、外務省甲斐大使を団長とする英領アフリカ経済使節団がケニアを訪問したが、その際ケニア政府との間に技術協力センター

設置の可能性に関する話し合いが行なわれた。この話し合いに端を発して、ケニア政府はその後わが国にたいし、小規模工業に関するセンター設置について援助を正式に要請してきた。わが国は、このケニア政府の要請を検討すべく37年6月に予備調査団を派遣し、現地における実情を調査するとともに、政府関係者と話し合いを行なった。わが国はこの調査結果にもとづき、ケニア小規模工業技術訓練センター設置の方針を決め、昭和38年度予算にセンター設置費を計上し、38年8月労働省職業訓練局長越幸穂氏を団長とする実施調査団をケニアに派遣し、センター設置および運営の具体的事項について調査およびケニア政府との話し合いを行なった。この調査結果にもとづいて検討の結果、センターの設置が同国の経済開発に資するところ極めて大きいことを認め、小規模工業技術訓練センターを設置することとなり、39年7月30日に正式に協定が調印された。

ケニアは、経済開発と民生の安定に強い熱意を示し、教育に重点をおいたアフリカ人の人材養成をはかるとともに、工業奨励・国内産業保護助成政策をすすめており、とくにアフリカ人の経営する小規模工業の育成に力を注いでいる。

本センターは、このケニア政府の重要施策の推進の一翼を担うべく、カレッジに相当する程度の極めて高度の訓練機関としてアフリカ人の小規模工業経営者を訓練養成していこうとするものである。このために本センターでは技術および経営に関する訓練コース（金属加工・ミシン縫製、機械組立・修理、皮革加工、木工、電気機器組立・修理の各部門）と、その上級コースとしての経営に関するコースの二つのコースにより、将来小規模工業経営者となるものに対し、経営に必要な技術および経営知識について理論と実習を含めた訓練を実施するとともに、これら経営者の訓練に必要な直接的または間接的諸事項について調査する調査部門

と、訓練終了者を含む小規模工業経営者に対し、経営相談にのり指導してゆく経営相談部を設けることとなっている。なお、これら訓練終了者には、開業に当ってケア側機関より資金を融資せしめることとなっている。

このセンター設置のため、わが国は約5,000,000円の機材を無償供与するとともに、わが国の経費負担で指導要員として理事長以下10名の専門家を派遣し、ケア側助教のわが国への呼寄せ研修を実施することとなり、機材はすでに39年9月末に第一次船積を終り、以降6回にわけて船積みの予定であり、日本側要員は理事長以下3名が先発し、後発要員も10月に2名12月に5名赴任した。またケア側助教も7ヵ月間わが国で研修を完了し、現在センターで日本側要員と共に開所準備作業を行なっている。

他方ケア側は本センターのために煙草工場の建物を改修、提供するとともに、3年間で約7,500,000円の予算を計上し、ケア側職員の人件費、センターの維持・運営費等を支出することになっている。

(13) タイ道路建設技術訓練センター

現在タイ国における支線道路(Feeder road)の開発は極めて遅れており、これによる輸送機能の不足は、とくに同国の経済開発上最も重要な南部地狭部と東北部に大きな障害となっている。かかる事情からタイ国政府は、その行政機構を改革するとともに、取りあえず前記2地域に、それぞれ建設機械のパイロットプールを設立することとし、東北部についてはすでにオーストラリアの援助により、コンケンのパイロットプールが運営されている。

一方南部については、昭和38年3月技術協力全般の調査のためタイ国に赴いた外務省佐々木技術協力第1課長を通じ、わが国の援助を要請越したが、さらに同年5月、同国開発省技術経済協力局次長Piew氏が

来日し、再度要請内容について説明を行なった。

この要請についてわが国で検討した結果、①南タイの支線道路は、タイ国の主要輸出製品の一つであるゴム園の開発に資するなど経済的価値が大きい。②現在支線道路建設のための世銀借款の交渉が進捗しつつあり、将来建設機械の大幅な需要増が予想されている。③タイ国の道路建設技術の向上に資するのみならず、わが国の技術協力の宣伝効果も極めて大きいとの結論に達した。よってこの際わが国としては、本計画への協力について積極的な態度をもって臨むこととし、昭和38年9月外務省穂崎技術協力第2課長を団長とする4名の予備調査団を派遣したが、その結果道路建設技術訓練センター設置の方針を決め、昭和39年度予算に所要経費を計上した。この決定に基づき、センター設置および運営の具体的方法等について調査および話し合いをするため、39年5月下旬建設省山高技官を団長とする実施調査団を派遣した。その結果、タイ国ソンクラ市（バンコック南方約700軒）に設置されることになり、昭和39年11月16日正式に協定が調印された。

本センターの目的は、道路の設計・建設・維持ならびに道路建設に使用される機械および設備の操作につき、タイ国人技師および技術者に訓練と指導を与えることにあるが、これをサムロン、ナタウィー間64軒の道路を利用、訓練過程において道路の建設が行なわれる点に特色があり、意義があるわけである。このため本センターでは建設機械の運転と、その修理・整備に関する訓練を各々のコースに分けて行ない、高等学校卒業程度の訓練生を、各種建設機械を運転し、実際の道路建設にその技量を十分活用しうる人材につくり上げる一方、これら機械の基礎的理論と実際の修理に習熟した人材を養成することとなっている。

なお、このセンターのためわが国よりは総額151,731,000円におよぶブルドーザー、モーターグレーダー、ロードスタビライザー、バ

ワーショベル、スクレーパー、ダンプトラック等所要機材を無償供与するとともに、10名の指導専門家を3年間にわたり派遣することとなり、このうち山崎理事長以下3名が先発隊として昭和40年2月2日出発し、これに続き7名が後発隊として2月24日に派遣された。

一方タイ側は土地、付帯施設、職員、運営費用および日本人要員の宿舎等を提供することになっている。

現在タイ国では、政府の建設機械輸入規格にわが国の製品が認められていないが、本センターの設置によってわが国建設機械の進出に明るい前途が期待されるものである。

海外技術協力センター実施一覧表

4 0 . 3 . 3 0

セ ン タ ー 名	要員数	実 施 状 況
タイ電気通信技術訓練センター (ノンブリ)	7人	3 5.8.24 協定締結。3 5.11. 要員赴任。 3 6.1 開所。協定4 0.8.23まで2年間延長。 3 8.7~11 要員交替。 ※機材費104,104千円
パキスタン農業技術訓練センター (東バ, タツカ)	7	3 5.7.30 協定締結。3 5. 要員赴任。3 5.9 開所。 協定4 0.7.29まで2年間延長。 3 8.12 要員交替。 ※機材費40,755千円。
セイロン漁業訓練センター (ネガンボ)	8	3 6.3.20 協定締結。3 6.7~12 要員赴任。 3 7.10 非公式開所。協定4 0.9.19まで1年半延長。 ※機材費31,710千円。
イラン小規模工業技術訓練 センター (カラジ)	8	3 5.9.12 協定締結。3 7.2~9 要員赴任。 3 7.10 開所。協定4 0.9.11まで2年間延長。 ※機材費58,549千円。
アフガニスタン小規模工業技術 訓練センター (カブール近郊)	8	3 6.3.15 協定締結。3 7.5~8 要員赴任。 3 8.8 開所。協定4 0.9 まで1年半延長。 ※機材費67,386千円。
インド水産加工技術訓練センタ ー (マンガロール)	7	3 7.3.31 協定締結。3 7.12 要員赴任。 3 8.12 開所。協定2年3カ月延長一部要員交替協議中。 ※機材費49,171千円。
ブラジル繊維工業技術訓練 センター (レシーフェ)	6	3 7.3.28 協定締結。3 9.3~10 要員赴任。 4 0.4 開所予定。 ※機材費79,987千円。
タイヴィールス研究センター (バンコック)	3	3 6.1.25 協定締結。3 7.9 要員赴任。 3 8.2 開所。協定4 1.5.24まで1年半延長。 3 8.4~6 要員交替。 ※機材費42,517千円。

センター名	要員数	実施状況
インド農業技術センター (模範農場) 既設(ナディア, サンバル プール, シヤハバード スラート)	16	37.4.23 協定締結。37.5~6 要員赴任。 37.8~11 開所。 ※機材費36,941千円
新設(バハトラ, マンディア チエンガマナード, コポリ)	16	39.12.17 協定締結。40.3 要員赴任。 ※機材費46,898千円
ガーナ繊維訓練センター (テマ)	5 (3)	38.5.23 協定締結。40.1 先発要員赴任。 ※機材費5,944千円。
パキスタン電気通信研究 センター (西バ, ハリプール)	7	38.1.1.6 協定締結。39.3~7 要員赴任。 39.7 開所。 ※機材費58,615千円。
ケニア小規模工業技術訓練 センター (ナクル)	10	39.7.30 協定締結。39.9~12 要員赴任。 ※55,000千円。
タイ道路建設技術訓練センター (ソンクラ)	10	39.1.1.6 協定締結。40.2 要員赴任。 ※機材費116,731千円

(注) 要員の () は未実施のもの。 また※印は既供与。

